令和５年５月２日

保護者等の皆様へ

県立姫路南高等学校
校長　　駒 田　 勝

５類感染症への移行後の「新型コロナウイルス感染症」の対応について

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素より、本校における教育の推進について、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、「新型コロナウイルス感染症」（以後、「新型コロナ」）が、本年５月８日（月）付けで「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」上の扱いが、５類感染症に移行することを踏まえ、県教育委員会から通知がありました。

つきましては、県の通知内容を踏まえ、５類感染症移行後は、本校でも下記のとおり対応しますので、ご理解・ご協力の程、よろしくお願いいたします。

記

１．学校における「新型コロナ」対応の考え方について

(1) 感染状況が落ち着いている平時での対応は次の３点を基本とします。

・家庭との連携による生徒の健康状態の把握
・適切な換気の確保
・手洗い等の手指消毒や咳エチケットの指導

(2) 地域や学校において感染が流行している場合などは、活動場面に応じて、主に次の２点を柱に一時的な措置を講じることも考えます。

・「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること
・生徒間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること
・その他、必要とする措置

(3) 既にお知らせしているとおり、学校教育活動においては、マスクの着用を求めないことを基本とし、食事中の「黙食」も求めないこととします。

２．出席停止措置等の取扱いについて

(1) 「新型コロナ」への感染が確認された生徒に対する出席停止の期間は、「発症した後５日を経過し、かつ、症状が軽快した後１日を経過するまで」 を基準とします。

なお、医師等からの指示が別途ある場合は、これに従うものとします。

※５類感染症移行後は、**「新型コロナ」への感染が確認された場合のみ出席停止**となります。

発熱等の風邪症状による欠席は、出席停止とはなりませんのでご注意ください。

(2) 出席停止解除後、発症から 10 日を経過するまでは、当該生徒に対してマスクの着用を推奨します。

３．その他の留意事項

５類感染症移行後は、濃厚接触者の特定は行われないことを踏まえ、以下の場合であっても、「新型コロナ」の感染が確認されていない生徒については、直ちに出席停止の対象にはしません。

・同居の家族が「新型コロナ」に感染した場合

・「新型コロナ」の患者との感染対策を行わずに飲食を共にした場合や接触があった場合